

松山市歩きたばこ等の防止に関する条例

平成21年10月9日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、歩きたばこ等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、もって安心して快適な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に在住し、若しくは滞在（通勤又は通学を含む。）し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の者が自由に出入りし、利用できる場所（室内及びこれに準じる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 歩きたばこ等 公共の場所において、歩きながら又は立ち止まってたばこを吸うことその他一切のたばこを吸う行為（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、歩きたばこ等の防止に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きたばこ等の防止についての意識啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、歩きたばこ等をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する者が指定した場所において喫煙するときは、この限りでない。

2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する歩きたばこ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きたばこ等禁止区域の指定)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するために特に必要があると認める区域を歩きた

ばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域の住民、町内会その他関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定したときは、当該禁止区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講じるものとする。

（禁止区域の指定の変更等）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（禁止区域内における歩きたばこ等の禁止）

第7条 市民等は、禁止区域内において歩きたばこ等をしてはならない。ただし、公共の場所を管理する者が指定した場所において、他人に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮して喫煙するときは、この限りでない。

（勧告）

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正するよう勧告することができる。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。